住民監査請求のながれ

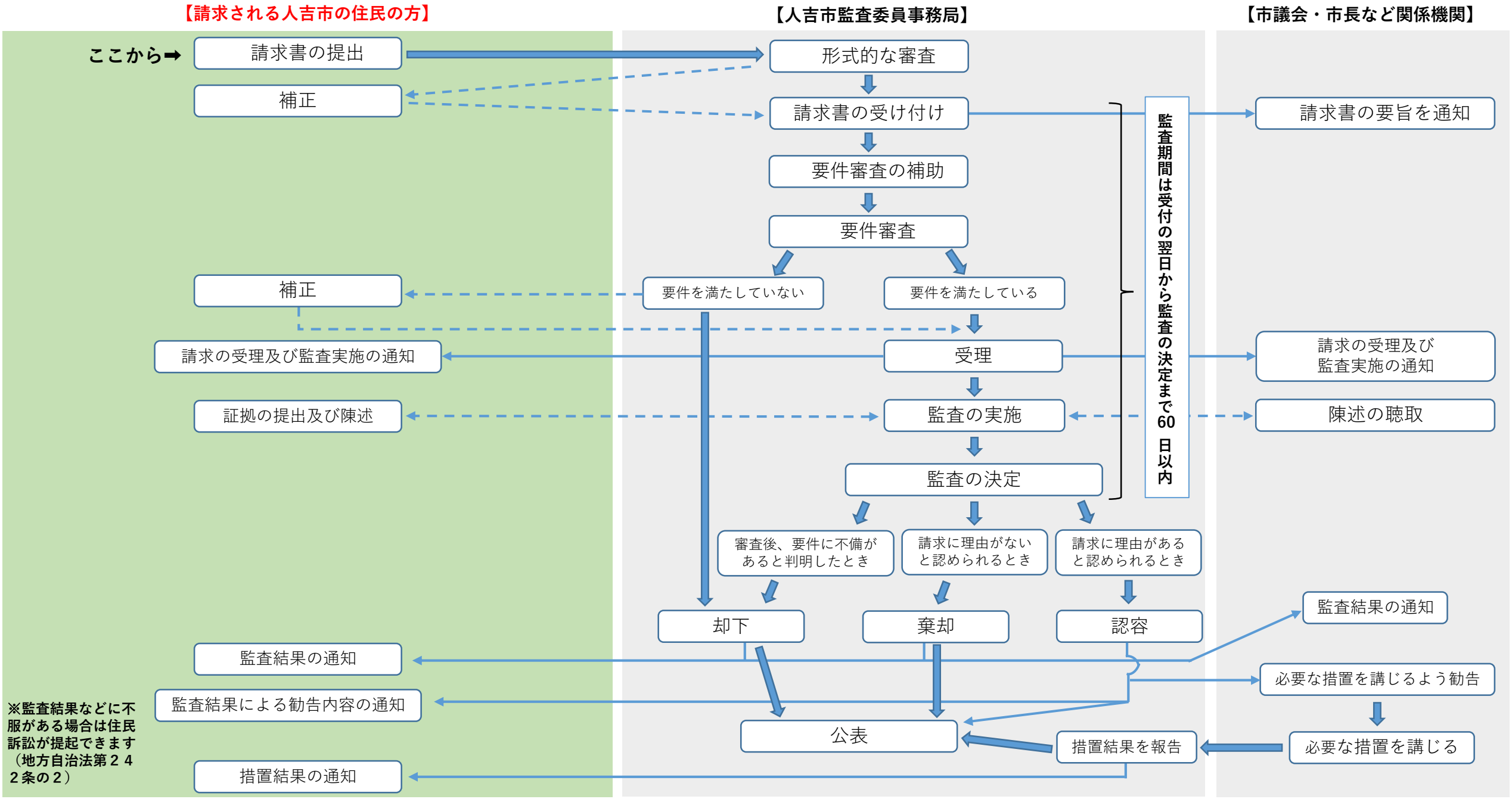
【請求される人吉市の住民の方】
【人吉市監査委員事務局】
【市議会・市長など関係機関】
ここから➡
請求書の提出
補正
形式的な審査
請求書の受け付け
請求書の要旨を通知
要件審査の補助
要件審査
補正
要件を満たしていない
要件を満たしている
請求の受理及び監査実施の通知
受理
請求の受理及び
監査実施の通知
証拠の提出及び陳述
監査の実施
陳述の聴取
監査期間は受付の翌日から監査の決定まで60日以内
監査の決定
審査後、要件に不備があると判明したとき
請求に理由がないと認められるとき
請求に理由があると認められるとき
却下
棄却
認容
監査結果の通知
監査結果の通知
必要な措置を講じるよう勧告
監査結果による勧告内容の通知
公表
措置結果を報告
必要な措置を講じる
措置結果の通知
※監査結果などに不服がある場合は住民訴訟が提起できます（地方自治法第２４２条の２）